

## 要領第4条に関する Q&A

---

Q1.「あらかじめ協議する」とあるが、企業振興課窓口に行って直接相談する必要があるということか。

A1. ご来庁いただく必要はありません。会社概要、事業計画、応募区画等について、分譲申し込みをいただく前に、電話やメール等でご教示ください。

## 要領第5条に関する Q&A

---

Q1.「四 会社概要」は企業パンフレットでよいか。

A1. 問題ございません。企業様の概要がわかる資料をご準備ください。

Q2.「八 直近1か年の国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書（発行後3か月以内）」は、具体的にどのような証明書を提出すればよいか。

A2. 申請企業様の本社所在地における国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書で「納税証明書」または「未納がないことの証明」等をご準備ください。

Q3.「九 その他必要な資料」は何を用意すればよいか。

A3. 原則、ご準備いただく必要はありません。  
分譲申し込みをいただいた後に、特に確認が必要な事項が生じた場合には、こちらからご提出を求めることがあります。